

# 江東区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和7年3月

## 1. 目的

江東区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、江東区耐震改修促進計画に掲げる耐震化目標の達成に向け、住宅の所有者に対して、耐震化に関する意識の啓発や情報提供を行うことで、住宅の耐震化を緊急的に促進することを目的とする。

## 2. 位置づけ

アクションプログラムは、江東区耐震改修促進計画を補完するものとして位置づけ、耐震化に関する取組み方針を定めるものとする。（令和7年度までは、社会資本総合整備計画の添付資料として位置づける。）

## 3. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、区内全域とする。

## 4. 対象建築物

### ①旧耐震基準の木造住宅

昭和56年5月31日以前に工事に着手した木造住宅

### ②新耐震基準の木造住宅

昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事に着手した、2階建て以下の在来軸組構法の木造住宅

## 5. 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和12年度までとする。なお、社会情勢の変化や関連計画等の改定、アクションプログラムの進捗状況等、必要に応じて検証、見直しを行う。

## 6. 耐震化を促進するための取組

### 1) 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

・令和12年度までに、全ての対象建築物所有者へ、ダイレクトメール等による耐震化の啓発を行う。

※「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回）」（東京都、令和4年9月公表）における建物倒壊危険度の高い地域より順に実施予定

### 2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

①耐震診断結果報告時に、耐震改修等の助成制度の案内を行う。

②耐震診断後概ね1年以上経過しても耐震改修を行っていない建築物所有者に対し、耐震化を促すダイレクトメールや電話連絡等を実施する。

3) 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

①東京都と連携し、改修事業者向けの講習会等を実施する。

②①の講習会等を受講した耐震改修事業者のリストを作成し、ホームページ等で公開する。

4) 耐震化の必要性に係る普及・啓発

①区報やホームページ等により耐震化の必要性を周知する。

②庁内や区民まつり等のイベントで相談会等を開催し、耐震化や助成制度の説明を行う。

③耐震化助成制度のパンフレット等を作成、配布する。

## 7. 住宅耐震化に係る支援目標、取組実績の公表

・耐震化を促進するための取組、耐震化に係る助成等の目標及び取組実績をホームページ上に公表する。